

# 静岡県動物愛護管理推進計画（2021）の概要

令和3年3月  
健康福祉部生活衛生局

## 第1 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

静岡県では、「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動物愛護管理法」という。）に基づき、「人と動物の共生する社会」の実現を目指して、平成20年3月に「静岡県動物愛護管理推進計画（2008）」を策定しました。その後、平成26年3月に、法改正及び計画の定期見直しにより、新たな推進計画である「静岡県動物愛護管理推進計画（2014）」（以下、「推進計画2014」という。）を策定しました。

現在、推進計画2014の策定から6年が経過しており、また、令和元年6月に動物愛護管理法の一部が改正されたことを受け、本年度、推進計画2014の中間見直しを行い、新たな推進計画となる「静岡県動物愛護管理推進計画（2021）」（以下、「推進計画2021」という。）を策定しました。

### 2 推進計画2014の達成状況

推進計画2014では、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」を3つの取組方針とし、それぞれに数値目標を設け、進捗状況を管理してきました。

計画策定から6年が経過し、「殺処分頭数10年後に半減（2,500頭以下）」及び「ボランティアグループの数10年後に犬猫それぞれに対応できるグループ100以上を維持」については目標を達成しました。

しかしながら、「苦情の件数10年後に3分の2に減少（1,800件以下）」及び「動物愛護推進員の人数50人以上（各市町1人以上）」については目標を達成できていません。

### 3 施策の取組方針と数値目標の再設定

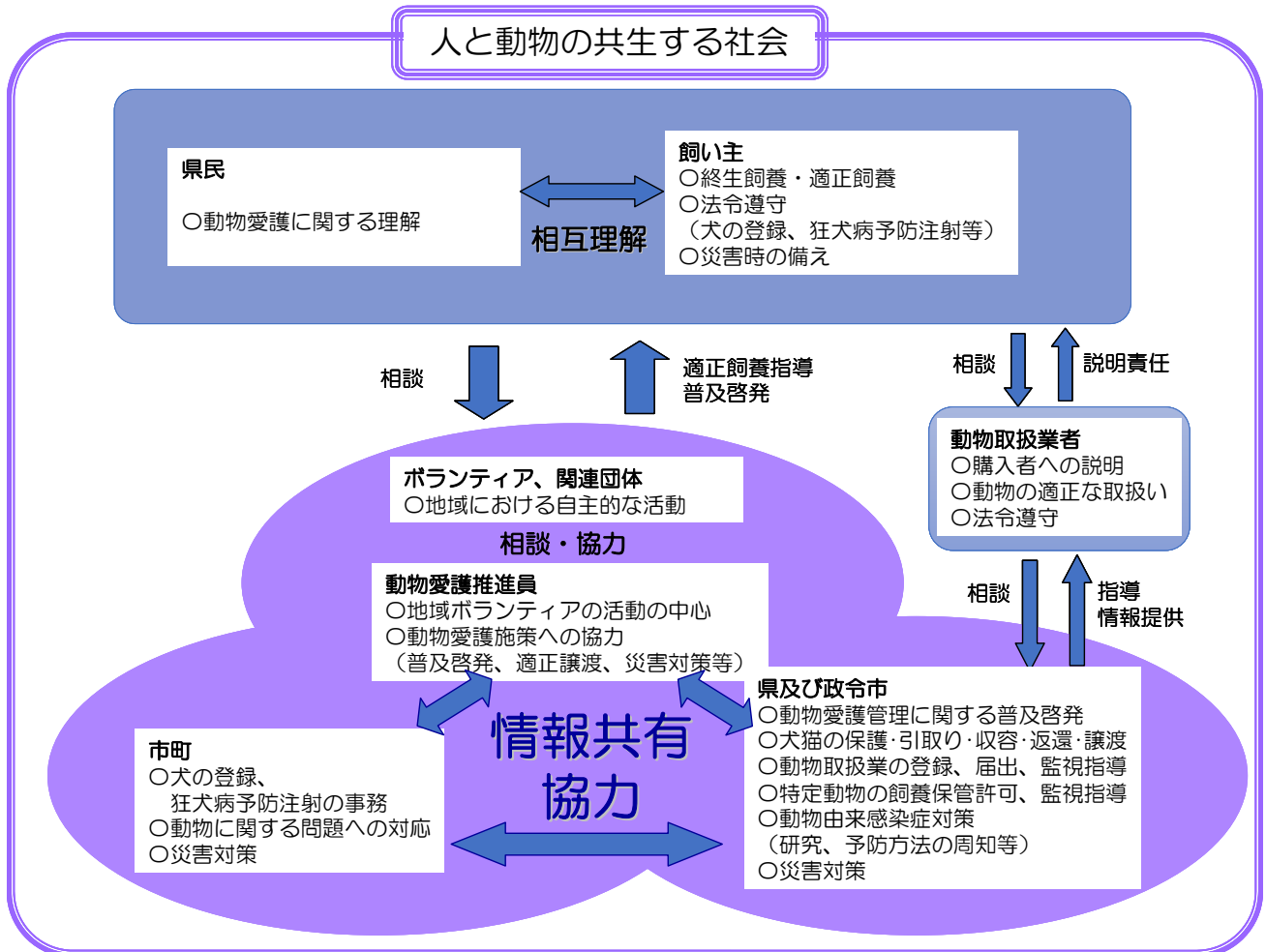
推進計画2021においても、これまでの計画に引き続き「人と動物の共生する社会」を目指す姿とします。「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」の3つの取組方針のもと、8つの施策を展開します。

「人と動物の共生する社会」の実現を示す数値目標として「犬猫の殺処分頭数0頭」を設定します。なお、8つの施策について、現状把握及び進捗管理のため、18のモニタリング指標を設定します。

|      |              |               |             |          |      |
|------|--------------|---------------|-------------|----------|------|
| 計画期間 | 令和3年度～令和12年度 | 目指す姿          | 人と動物の共生する社会 |          |      |
| 取組方針 | 飼い主責任の徹底     | 人と動物の安全と健康の確保 | 地域活動の充実     |          |      |
| 数値目標 | 犬猫の殺処分頭数0頭   | 施策数           | 8           | モニタリング指標 | 18項目 |

#### 4 計画における各主体の役割

市町、ボランティア、動物愛護団体等と協力して、『人と動物の共生する社会』の実現を目指し、計画を推進します。



#### 5 計画期間等

##### (1) 計画期間

国の基本指針との体系的な整合性を確保するため、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とし、5年目に当たる令和7(2025)年度を目途として、国の基本指針の改正等に合わせて見直しを行うこととします。

##### (2) 進捗管理等

年度の終了毎に各施策のモニタリング指標に基づき、動物愛護管理行政の現状分析を行い、次年度の重点取組事項を決定して、保健所、市町、関係部局等に周知します。

また、動物愛護管理行政の現状、推進計画の進捗状況等について、外部有識者からなる静岡県動物愛護管理推進委員会において報告及び意見聴取を行い、各施策の内容に反映させます。

## 第2 推進計画 2021 の体系



### 第3 課題と施策の展開

#### 数値目標

| 目指す姿        | 数値目標        | 現状（令和元年度）       |
|-------------|-------------|-----------------|
| 人と動物の共生する社会 | 犬猫の殺処分頭数 0頭 | 719頭（犬4頭、猫715頭） |

#### 取組方針と施策

| 取組方針                        | 施策                   | 現状と課題  | 具体的な施策  |
|-----------------------------|----------------------|--|---|
| I<br>飼い主責任<br>の徹底           | 施策1 動物愛護、適正飼養の普及啓発   | 幼少期からの動物愛護教育が重要<br>飼い主の都合を理由とした引取り相談がある<br>動物取扱業者の更なる適正化 | 動物愛護、適正飼養の普及啓発の推進<br>動物取扱業者への指導<br>飼い主への適正飼養指導        |
|                             | 施策2 譲渡の推進            | 猫の譲渡数が引取り頭数に追いつかない                                       | 譲渡の推進<br>（一社）静岡県動物保護協会の譲渡事業支援                         |
|                             | 施策3 超高齢社会への対応        | 高齢飼い主に係る相談の増加<br>（飼い主死去、不妊去勢未実施による多頭飼育）                  | 高齢者向け適正飼養指導<br>関連部局等との連携                              |
| II<br>人と動物の<br>安全と健康<br>の確保 | 施策1 動物愛護、適正飼養の普及啓発   | 動物に関する苦情の発生  | 動物愛護、適正飼養の普及啓発の推進<br>動物取扱業者への指導<br>飼い主への適正飼養指導        |
|                             | 施策4 飼い主のいない猫への対応     | 飼い主のいない猫にかかる問題が多い  | 地域猫活動の推進支援  |
|                             | 施策5 動物由来感染症の予防方法等の普及 | 狂犬病予防注射実施率が8割弱で停滞<br>動物との適切なふれあい方や動物由来感染症に関する知識の高まり      | 狂犬病予防注射実施率の向上<br>動物由来感染症の実態把握<br>予防方法等に関する県民への情報提供の充実 |
|                             | 施策6 災害対策の推進          | ペット受入体制整備避難所は約半数<br>被災動物対策における地域間差がある                    | 被災動物受入体制等の整備<br>静岡県被災動物救護計画における関係団体との調整<br>防災訓練等の実施   |
|                             | 施策7 実験動物、産業動物への対応    | 動物福祉（アニマルウェルフェア）の高まり                                     | 産業動物・実験動物の適正な取扱いの推進                                   |
| III<br>地域活動の<br>充実          | 施策8 ボランティアの活動支援      | 動物愛護推進員の不足（不在市町がある）<br>新規ボランティアの発掘（特に若年層）                | ボランティア発掘・育成事業<br>情報提供の充実                              |